平成２５年（フ）第９３５号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ８号棟107号室
債務者　笠井亜貴一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５１号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン11棟205号
債務者　土井　達夫（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
愛知県豊橋市前田中町10番地12　３Ｆ
債務者　壁谷　勝英
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９８号
愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅６―103号
債務者　川口　亜美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６４４５号
神奈川県川崎市麻生区上麻生４丁目34―３
債務者　山下　常男
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４９２号
埼玉県川口市芝新町８番８―202　ＳＫ―ＣＯＵＲＴⅡ
債務者　宮　なつ美
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４０号
東京都江戸川区西葛西７丁目４―８　株式会社ＳＣＣ第１西葛西寮
債務者　石坂　匠
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４１号
埼玉県草加市手代町1042―４―202
債務者　坪井　宏昭
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４２号
東京都江戸川区鹿骨４丁目９―15―301
債務者　南　荘司
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５４３号
東京都荒川区南千住８丁目１－１―228
債務者　石井　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６６号
東京都板橋区志村２丁目11―19―304
債務者　山崎　俊也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６９号
東京都葛飾区立石５丁目４―17―204
債務者　高野　典子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７０号
東京都荒川区東尾久４丁目41―11―402
債務者　松井　晶子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７２号
東京都目黒区緑が丘１丁目21―19　嶋本方101
債務者　佐々木美果
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７３号
東京都杉並区上井草３丁目33―24―201
債務者　久保田歩以
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部